

藤岡市農業委員会
令和4年第6回
定例会議事録

令和4年6月3日招集

令和4年藤岡市農業委員会第6回定例会議事録

令和4年6月3日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和4年藤岡市農業委員会第6回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 32号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 33号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 35号 農用地利用配分計画（案）について
議案第 36号 農業委員会の適正な事務実施について
報告第 11号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 12号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (12名)

- | | | | |
|------------|------------|-----------|-------------|
| 1 番 秋山 幸夫 | 2 番 宮澤 一夫 | 3 番 清水 文江 | 4 番 浦部 隆 |
| 5 番 浅見 健司 | 8 番 関根 隆雄 | 9 番 折茂 高弘 | 10 番 金澤 貞夫 |
| 11 番 岩下 次夫 | 12 番 茂木 由子 | 13 番 山口 暁 | 14 番 福田 俊太郎 |

[出席農地利用最適化推進委員] (なし)

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 事務局 次長 | 宮本 佳洋 |
| 次長補佐兼係長 | 瀧澤 透 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 任 | 笠原 諒亮 | | |

(開会13時35分)

事務局次長 ただ今より令和4年第6回定例会を進行させていただきます。
本日も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、推進委員さんのご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましては、東庁舎の2階会議室を用意しております。1班の委員さんは移動をお願いします。それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和4年第6回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員12名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。11番岩下委員、12番茂木委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13:40)

(再開14:15)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、上大塚のUさんが、新規就農し農業経営を行うため、東平井の農地1筆、1,502㎡を使用貸借で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書21ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第32号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 32 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 32 号整理番号 1 番は許可と決定します。

(関係委員着席)

議長 続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 32 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番の 1 件です。整理番号 2 番は、上大塚の U さんが、新規就農し農業経営を行うため、農地 4 筆、2,276 m² を贈与で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 21 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 32 号整理番号 2 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 2 番について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 32 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 32 号整理番号 2 番は許可と決定します。

(関係委員着席)

議長 続きます。議案第 33 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 33 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。整理番号 1 番は、市内の法人が、下戸塚の農地を売買で取得し、新設される都市計画道路からの出入りを行うための通路用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 110 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市外の法人が、中の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 32 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、市外の法人が、中栗須の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 1,135 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 33 号整理番号 1 番から 3 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、はじめに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 33 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 33 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第 33 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 33 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第 33 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 33 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 33 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 4 番と 5 番の 2 件です。整理番号 4 番は、市内の法人が、岡之郷の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 3 筆、面積は 1,720 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、藤岡の S さんが上大塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、農地 3 筆、面積は 320.07 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 33 号整理番号 4 番と 5 番について 2 班の班長さんより報告がありました、はじめに整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようでするので、採決します。議案第 33 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありまするので、議案第 33 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に、整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようでするので、採決します。議案第 33 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありまするので、議案第 33 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、議案第 34 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 34 号について事務局の説明が終わりましたが、はじめに議案書 5 ページから 10 ページの利用権の設定について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようでするので、採決します。議案第 34 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画利用権の設定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありまするので、議案第 34 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画利用権の設定については、原案のとおり決定します。次に議案書 11 ページの所有権の移転について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 34 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画所有権の移転について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 34 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画所有権の移転については、原案のとおり決定します。

(関係委員着席)

議長 続きまして、議案第 35 号農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 35 号について、事務局の説明が終わりましたが、はじめに議案書 13 ページの 1 番から、14 ページ 27 番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案第 35 号農用地利用配分計画(案)1 番から 27 番について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 35 号農用地利用配分計画(案)1 番から 27 番については、そのように決定します。次に議案書 14 ページの 28 番から 33 番について審議に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案第 35 号農用地利用配分計画(案)28 番から 33 番について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 35 号農用地利用配分計画(案)28 番から 33 番については、そのように決定します。

(関係委員着席)

議長 次に、議案第 36 号農業委員会の適正な事務実施について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 36 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 36 号農業委員会の適正な事務実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 36 号農業委員会の適正な事務実施については原案のとおり決定します。続きまして、報告第 11 号・12 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、報告第 11 号・12 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和4年第6回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14時42分)